⑸　技術対話に関する事項　提出された技術提案、プレゼンテーションの説明概要を踏まえた技術対話を実施する。

技術対話により発注者から技術提案の内容において、設計図書に示す要求性能や施工条件を満たさない事項があると判断した事項について、競争参加申請者の意図を確認および必要に応じて改善を要請する機会を設ける。なお、技術提案の改善は、競争参加申請者からの自発的な改善も協議対象とする。

なお、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となる改善は求めない。

⑹　優先交渉権者の選定　記３⑶による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知する。また、次点以降の者の順位についても決定し、次点以降の者に対して、交渉権者として選定した旨を通知する。

評価値が同等の者が２者以上あるときは、くじ引きにより上位順位者を決定する。

４　調査・設計業務における契約の相手方の決定方式等に関する事項

⑴　調査・設計業務の契約の相手方の決定方法

優先交渉権者は、調査・設計業務の見積書を作成し、記８⑻で指定する期日までに提出すること。なお、提出された見積金額が、当社が設定した契約制限価格の範囲内であった場合に、調査・設計業務の契約の相手方とする。

５　基本協定の締結に関する事項　調査・設計業務の契約にあわせて、次の協定を締結するものとする。

「長野自動車道（特定更新等）岡谷高架橋改良工事（平成30年度）に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）

６　工事における契約の相手方の決定方法等に関する事項

⑴　工事見積条件の交渉

①　発注者及び優先交渉権者は記４⑴で締結した調査・設計業務において、設計に関する協議の過程で確認された事項や設計内容、成果物等に基づき工事見積条件の交渉を行う。

②　工事見積条件の交渉の結果、参考工事費内訳書及び見積条件書（以下「工事の参考見積書」という。）の見積りの内容の妥当性や必要性が認められる場合、又は発注者が提示した参考額と工事の参考見積書との間に著しく乖離している場合もその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合などの確認がとれた場合は、工事見積条件の交渉を成立したものとする。

⑵　交渉が不成立となった場合の手続等

①　手続　前項⑴に基づき提出された工事の参考見積書の内容について、発注者が提示した参考額と工事の参考見積書との間に著しい乖離があり、その乖離理由の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある内容について見直しに応じない場合は工事見積条件の交渉を不成立とする。

交渉が不成立となった場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者になった旨を通知する。

交渉が不成立となった場合には、次順位の交渉権者に対して、工事見積条件の交渉の意思の有無を確認した上で、記４及び５の記載に基づき調査・設計業務の契約の相手方の決定に係る手続及び基本協定書の締結を行うものとする。以降、協議が成立するまで次順位者以降の者とこれと同様の手続を行う。

②　配置予定技術者の取扱い　次点以降の交渉権者と調査・設計業務の契約を締結する場合は、申請書の提出時と同等の資格がある者に限り、配置予定技術者の変更を認めるものとする。なお、同等の資格がある者とは、記２⑸及び⑹に示す競争参加資格を有する者に限る。

⑶　工事の契約の相手方の決定方法　優先交渉権者は、記６⑴に基づき工事見積条件の交渉が成立した場合は、その交渉結果を踏まえた最終参考工事費内訳書及び最終見積条件書（以下「最終参考見積書等」という。）を提出すること。

なお、提出された最終参考見積書等が、当社が設定した契約制限価格の範囲内であった場合に、本工事の契約の相手方とする。

７　契約に係る情報の公表　入札・契約に係る情報は公開するものとし、その内容は説明書による。

８　手続等

⑴　担当部署　〒192―8648 東京都八王子市宇津木町231　中日本高速道路株式会社　八王子支社　総務企画部　経理・契約チーム　電話042―691―1171（代表）

⑵　説明書等の交付期間、場所及び方法　競争参加希望者には、説明書、調査等請負契約書（案）、工事請負契約書（案）、基本協定書（案）、基本性能・基本条件書、設計図書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①　交付期間　2018年12月６日（木）から2019年１月10日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。

②　交付場所　記８⑴に同じ。

③　交付方法　説明書による。

⑶　申請書、確認資料、競争参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書（案）の提出期限、場所及び方法　競争参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、入札日の１年７ヶ月前の日以後のものに限る）、確認資料を添付した申請書を提出するものとする。なお、確認資料は説明書に基づき作成するものとする。

①　提出期間　2018年12月６日（木）から2019年１月10日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。

②　提出場所　記８⑴に同じ。

③　提出方法　記８⑴に郵送すること。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法

①　提出期間　説明書による。

②　提出場所　記８⑴に同じ。

③　提出方法　記８⑴に郵送すること。

⑸　プレゼンテーションの開催期間、開催方法

①　開催期間　説明書による。

②　開催方法　技術提案の内容の説明の後に質疑応答を行う。なお、説明者は、競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならず、複数の者の出席を可能とするが、調査・設計業務及び工事の配置予定技術者各１名は必ず出席すること。

③　その他　競争参加者別のプレゼンテーションの日時及び場所等は別途通知する。

⑹　技術対話の開催時期、開催方法

①　開催期間　説明書による。

②　開催方法　技術提案の内容に関する確認・協議を行う。なお、協議者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならず、複数の者の出席を可能とするが、調査・設計業務及び工事の配置予定技術者各１名は必ず出席すること。

③　その他　競争参加者別の技術対話の日時及び場所等は、別途通知する。

⑺　最終技術提案書及び調査・設計業務参考見積書の提出期限、場所及び方法

①　提出期間　説明書による

②　提出場所　記８⑴に同じ。

③　提出方法　記８⑴に郵送すること。

⑻　調査・設計業務の見積りの日時及び場所

①　日時及び場所

日時　説明書による

場所　説明書による

②　見積りの日時に変更がある場合は、優先交渉権者に別途通知する。

⑼　工事の見積りの日時及び場所　日時及び場所は、優先交渉権者に別途通知する。

９　情報管理（守秘義務）の徹底　不正を防止する観点から、情報管理（守秘義務）を徹底するため、入札（見積）者に対する指示書に社員との接触禁止等を追記するものとする。

10　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　見積りの無効　本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り、申請書等に虚偽の記載をした者の見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。また、見積り時に単価表の提出のない者の行った見積書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積書を無効とする場合がある。なお、無効の見積りを行った者を契約の相手方としていた場合は契約の相手方の決定を取り消すものとする。

⑷　契約の相手方の決定の取り消し等　申請書に虚偽の記述をした者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合は、当該見積者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。

⑸　配置予定監理技術者の確認　工事の契約の相手方の決定後、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、